

平成18年11月

遺伝子組換え飼料のリスク管理についてご検討頂きたいこと

日ごろより農林水産行政に御協力を頂き、誠に有難うございます。

安全性が未確認の遺伝子組換えトウモロコシである Bt10 が、我が国に輸入された飼料用トウモロコシに混入した事例が昨年ありました。遺伝子組換え体については、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、安全性を確認したものでなければ飼料に含まれてはならないとしています。しかし、安全性未確認の遺伝子組換え体が輸入飼料に混入する可能性は今後も無いとはいえず、我が国が飼料の多くを輸入に依存する中で、このような場合取るべき措置について、11月20日に開催されるリスク管理検討会で、皆様から以下について情報や御意見を頂いた上で行政としての考え方を整理したいと考えております。なお、当日の検討会で当方から説明する「遺伝子組換え飼料のリスク管理措置について」の資料を同封いたしますので、それらも参考にしていただき、当日は、消費者や業界の立場から、理由とともに御意見を提供していただければ、より有意義な意見交換が可能となると思います。御協力いただければ幸いです。

1. 遺伝子組換え体について、安全性を確認したものでなければ飼料に含まれてはならないという規制をしていることは適当か
2. 輸入飼料に、生産国で安全性未確認の遺伝子組換え体が混入してしまったことが明らかになった場合に、どのような措置をとることが適当か

(例)

安全性未確認の遺伝子組換え作物が混入しているおそれのある飼料を輸入禁止とする

遺伝子組換え体が混入することを極力排除しつつ、飼料の輸入を継続する

3. 安全性未確認の遺伝子組換え体が輸入飼料にできる限り混入しないようするには、どのような対応が効果的か

(例)

生産国内で陽性のロットを拡散させないように、混入が疑われるロットを生産現場に近い場所でできるだけ早くに可能な限り回収する

輸入飼料のモニタリングを日本で行い、陽性品の排除に努める

生産国内で検査し、陽性のものは日本へ輸出しない

4. 輸入飼料への安全性未確認の遺伝子組換え体の混入をモニタリングする場合、サンプリングや分析に関してどのようなことを考慮すべきか

(例)

分析結果の信頼性

微量な混入についても検出できるようにすること

効率性・経済性

5. 遺伝子組換え体の安全性を評価するうえで、動物への給与試験を行うことは意義があるか